

国民年金の第3号被保険者制度のご説明

第3号被保険者制度

- ① 第3号被保険者とは、会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者（夫など）に扶養される配偶者の方（20歳以上60歳未満）が対象となります。
（参考）
 - ・ 第1号被保険者：自営業者や学生等
 - ・ 第2号被保険者：厚生年金保険の加入者（会社員等）及び共済組合の加入者（公務員等）
- ② 第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

第3号被保険者の届出義務

- ① **第3号被保険者になられたときの届出**
配偶者（第2号被保険者）に扶養されることになった場合には**第3号被保険者**になりますので、必ず**第3号被保険者に該当する旨の届出**を配偶者の勤務する会社（事業主）に提出してください。※ 原則、配偶者が65歳未満の場合に限ります。
- ② **第3号被保険者でなくなったときの届出**
配偶者（第2号被保険者）が退職などにより厚生年金等の加入者でなくなった場合やご本人の収入の増加^(※)などにより配偶者の扶養から外れた場合には**第1号被保険者**になりますので、必ず住所地の市（区）町村に**第1号被保険者への種別変更届**を提出してください。
※ ご本人の年収が130万円以上になると見込まれる場合。

第3号被保険者期間の記録不整合問題への対応

- ① 第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、上記のとおり届出が必要となりますが、この届出がもれていたため、**実際には第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者期間として年金記録が管理されているケース^(※)**があります。（第3号被保険者記録の不整合期間）
※詳しいケース（パターン）は裏面をご覧ください。
- ② このような届出もれの記録をそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って本来の第1号被保険者期間に記録訂正を行いますので、**年金額が減額**となったり、**年金受給資格期間がなくなり無年金者となる**可能性があります。（このたび、この問題に対応するための法律案が閣議決定され、今後、国会でのご審議をお願いすることとなっています。）
- ③ このため、日本年金機構では、不整合期間を有する方に対し、**不整合期間を本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更後の年金記録をお知らせすること**といたしました。
- ④ 第1号被保険者期間へ変更した**保険料の納付が必要な期間（過去2年以内）については、国民年金保険料の納付書をお送りいたします**ので、最寄りの金融機関などで保険料を納めていただくようお願いいたします。また、現時点で第1号被保険者である方は今後も毎月保険料を納めていただく必要があります。
- ⑤ 年金記録の中に不整合期間が見つかり、**過去2年より前に遡って第3号被保険者に該当していた場合、「第3号被保険者該当届（年金確保支援法用）」の届出が必要**となります。
- ⑥ 過去2年を超えた第1号被保険者期間で保険料の納付ができない期間のうち10年以内の期間については、このたび**国民年金法が改正され、平成24年10月から3年間に限り、保険料の納付が可能となります**ので、この制度をご利用ください。

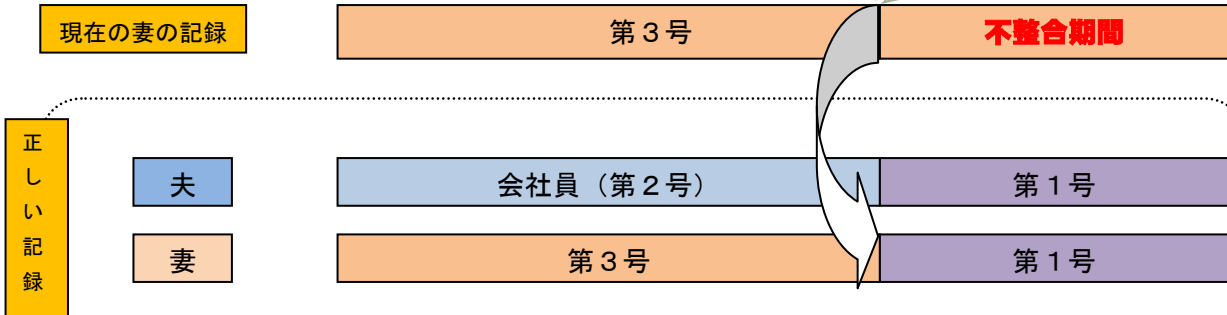
国民年金第3号被保険者期間における「不整合期間のパターン」

代表例

パターン1

- 会社員だった夫が退職し、厚生年金加入者（第2号被保険者）でなくなった以降も第3号被保険者のまま管理されているケース

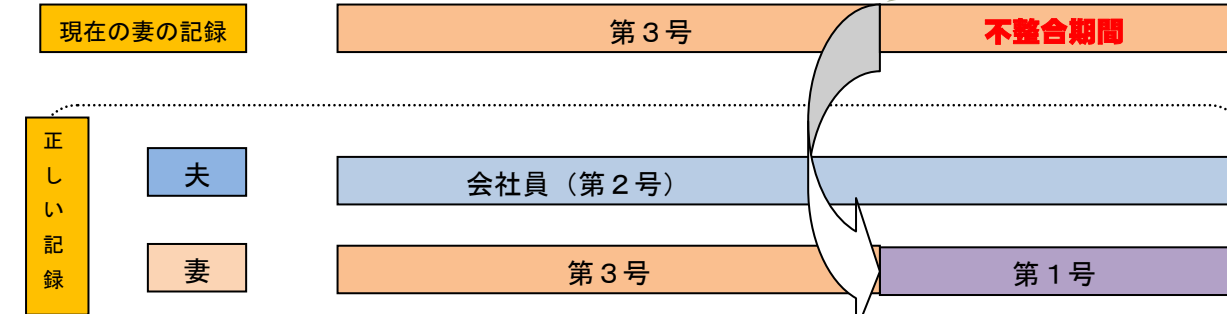
配偶者が転職・退職・65歳に到達した際の届出もれ



パターン2

- 妻の収入増（年間130万円以上）などにより、被扶養配偶者から外れた以降も第3号被保険者のまま管理されているケース

扶養を外れた際の届出もれ

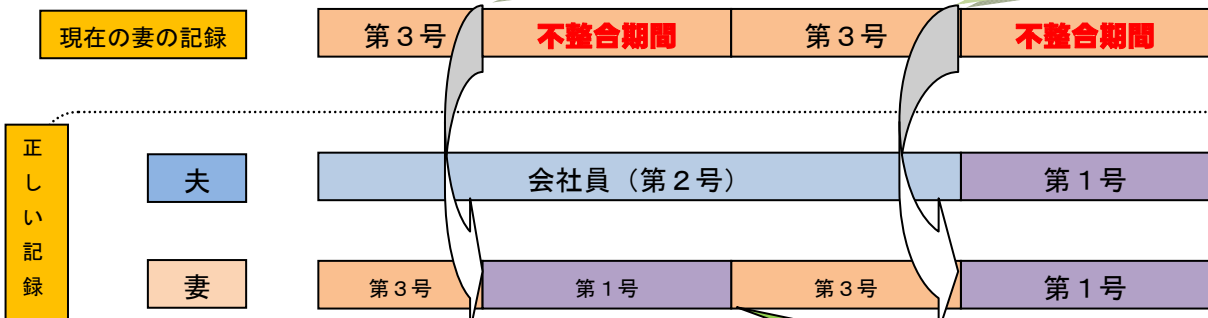


パターン3

- パターン1とパターン2が混在するケース

扶養を外れた際の届出もれ

配偶者が転職・退職した際の届出もれ



※3号期間として管理されていた期間と重複する3号期間以外の期間が判明した場合は、「3号該当届（年金確保支援法用）」、または「3号該当届」を提出していただくことで、重複期間に引き続く3号期間は保険料納付済期間となります。

2年より前の場合、「3号該当届【年金確保支援法用】」の届出が必要です。（2年以内は通常の「3号該当届」の届出）